

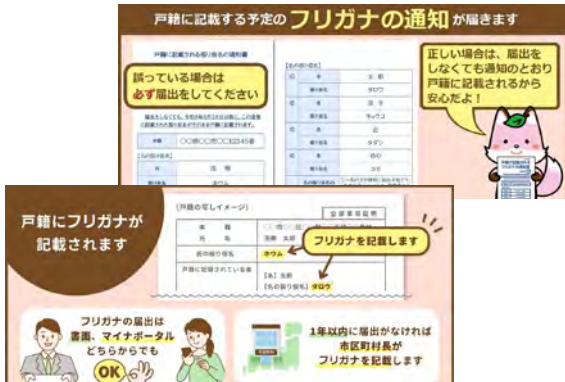
Ashiya information

お知らせ

戸籍に氏名のフリガナが記載されます



ホームページ



芦屋市に本籍がある方へ7月以降に戸籍に記載する予定のフリガナの通知書を発送します。※芦屋市本籍以外の方には、本籍地から発送されます。

【通知書記載のフリガナが正しい場合】

届出の必要はありません。

【誤りがある場合】

令和8年5月25日までに必ず届出をしてください。

マイナポータル・郵送・窓口で届出が可能。

※その他詳細は、通知書・ホームページをご確認ください。

■問い合わせ 法務省振り仮名コールセンター

☎0570-05-0310/市民課振り仮名担当

☎38-2325

国民健康保険「資格情報のお知らせ」「資格確認書」の交付

7月中旬から健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード(マイナ保険証)をお持ちの方には「資格情報のお知らせ」を、マイナ保険証をお持ちでない方には「資格確認書」を、普通郵便で送付します。お手元の被保険者証の有効期限到来までに、ご自身がマイナ保険証を持っているか確認してください。



ホームページ

スマートフォンでも確認できます。▶



マイナポータル

【8月1日から医療機関等の受診時に必要なもの】

〈マイナ保険証をお持ちの方〉→マイナ保険証

(医療機関等がマイナ保険証に対応していない・マイナ保険証の読み取りができない等の場合は、マイナ保険証と「資格情報のお知らせ」を提示)

〈マイナ保険証をお持ちでない方〉→資格確認書

【有効期限】

〈資格情報のお知らせ〉有効期限はありません。

ただし、①②③の方には有効期限があります。

①70歳から74歳の方は、毎年7月31日(※1)

②来年の7月31日までに70歳になる方は、70歳の誕生月の末日(1日生まれの方は、誕生日前日)ただし有効期限の記載はなし(※1)

③来年の7月31日までに在留期間が満了する外国人住民の方は、在留期間満了日(ただし有効期限の記載はなし)(※2)

〈資格確認書〉毎年7月31日。ただし、①②の方には有効期限があります。

①来年の7月31日までに70歳になる方は、70歳の誕生月の末日(1日生まれの方は、誕生日前日)(※1)

②来年の7月31日までに在留期間が満了する外国人住民の方は、在留期間満了日(※2)

〈資格情報のお知らせ・資格確認書 共通〉

来年の7月31日までに75歳になる方は、誕生日の前日(※1)更新分は有効期限前に送付します。

(※2)在留期間を延長された方は、有効期限延長の手続きが必要です。下記までお問い合わせください。

【健康保険が変わった時は届け出が必要です】

勤務先の健康保険へ加入または脱退をしたときは、必ず下記へ届け出が必要です。※保険料の金額や医療費の支払いに影響が出ます。

〈勤務先の健康保険に加入した時〉

・新しい健康保険の資格情報のお知らせまたは資格確認書

・国民健康保険資格情報のお知らせまたは資格確認書

(勤務先の健康保険へ加入した人全員分)

〈勤務先の健康保険を脱退した時〉

健康保険資格喪失証明書

■問い合わせ 保険課保険係☎38-2035

国民健康保険料の料率の決定



ホームページ

国民健康保険料納額通知書を7月中旬に送付します。第1期の納期は7月31日(木)です。内容を確認し、納付してください。

【国民健康保険料】

世帯の年間保険料は①医療給付費分②後期高齢者支援金等分③介護納付金分(40歳以上65歳未満の人がいる世帯のみ)の3つの合計額です。

【令和7年度国民健康保険料率】

	①医療給付費分	②後期高齢者支援金等分	③介護納付金分
平等割額 (1世帯あたり)	20,460 円	7,680 円	5,880 円
均等割額 (1人あたり)	33,480 円	11,520 円	12,960 円
所得割額	7.7%	3.1%	2.9%
賦課限度額	660,000 円	260,000 円	170,000 円

※所得割額の算定基礎となる所得は、前年分の所得金額から純損失を繰越控除し、さらに市民税の基礎控除(43万円)を差し引いた額です。

【保険料の減免】

失業による所得の著しい減少などの理由により保険料を納めることが困難な事情が生じた人については、申請により保険料の減免を受けることができる場合がありますので、ご相談ください。

【口座振替のご利用を】

保険料のお支払いは、便利な口座振替をおすすめします。申し込みは、保険課保険係へ

【治療費や入院時食事代の減額】

災害や失業などにより生活保護基準に近い状況

であると認められるとき、医療機関窓口で支払う治療費が減免または徴収猶予される場合があります。また、世帯主と国保加入の世帯員全員が市民税非課税である場合、入院中の食事に要する費用が減額されますので、ご相談ください。

■問い合わせ 保険課保険係☎38-2035

後期高齢者医療制度



ホームページ

7月中旬に保険料額決定通知書および資格確認書を送付します。

【保険料額決定通知書】

令和7年度保険料額決定通知書を7月中旬に送付します。※6月以降に75歳になられた方や新たに加入された方には、8月以降に通知書を送付します。

【資格確認書】

マイナ保険証所持の有無にかかわらず、被保険者の方全員に新しい資格確認書を7月中旬に普通郵便で送付します。8月1日以降に医療機関等を受診する際は、マイナ保険証または新しい資格確認書を医療機関等の窓口で提示してください。

【自己負担限度額区分・特定疾病区分を併記した資格確認書】

令和6年12月2日に「後期高齢者医療限度額適用(・標準負担額減額)認定証」が廃止されました。これに伴い、以前に交付された限度額適用(・標準負担額減額)認定証や自己負担限度額区分・特定疾病区分を併記した資格確認書をお持ちで、引き続き対象となる方には、7月中旬に新しい資格確認書(自己負担限度額区分・特定疾病区分を記載)を送付します。

8月1日以降に医療機関を受診する際は、マイナ保険証または新しい資格確認書を医療機関等の窓口で提示してください。

【所得の低い方の軽減(令和7年度)】

同一世帯内の被保険者と世帯主の令和6年中の総所得金額等が次の基準額以下の場合、均等割額が軽減されます。

総所得金額等(被保険者全員+世帯主)が次の基準額以下の世帯	軽減割合(軽減後の均等割額:年額)
基礎控除額(43万円)+10万円×(年金・給与と所得者数-1)	7割(15,837円)
基礎控除額(43万円)+30.5万円×被保険者数+10万円×(年金・給与と所得者数-1)	5割(26,395円)
基礎控除額(43万円)+56万円×被保険者数+10万円×(年金・給与と所得者数-1)	2割(42,232円)

※65歳以上の公的年金受給者は、総所得金額等から年金所得の範囲内で最大15万円を控除し、軽減判定します。

【ご相談ください】

〈保険料の減免等〉

災害などで大きな損害を受けたとき、失業などで所得の著しい減少があったときなどの理由により、保険料を納めることが困難な方は、申請により保険料が減免または徴収猶予される場合があります。

〈一部負担金の減免等〉

災害等の特別な事由により、一時的に生活困窮になった時、申請により医療機関等で支払う一部負担金が減免または徴収猶予される場合があります。

■問い合わせ 保険課後期高齢者医療係☎38-

2037/兵庫県後期高齢者医療広域連合事務局

コールセンター☎078-326-2021